

## 長期間定位置に保持される係留設備に使用されるアンカーの承認申込書

日本海事協会 材料艀装部 御中

(〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-3)

申込者文書番号 ( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申込者名 : \_\_\_\_\_ 印

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

TEL : \_\_\_\_\_

FAX : \_\_\_\_\_

鋼船規則 L 編 2.2.4 の規定に基づき、「舶用材料・機器等の承認及び認定要領」第 2 編 1A 章に定めるところにより、長期間定位置に保持される係留設備に使用されるアンカーの承認を申し込みます。

船番 (又はプロジェクト名称)			
種類及び型式			
質量			
製造所の所在地			
	提出する図面及び資料の名称	図面及び資料の番号	部数
1.			3
2.			3
3.			3
4.			3
5.			3
6.			3